

国に対する地下水バイパス計画及び廃炉・汚染水対策に関する申し入れ事項(案)

平成26年4月25日
原子力安全対策課

1 地下水バイパス計画について

- (1) 地下水バイパス計画の実施に当たっては、地下水の放射性物質の分析について、第三者機関によるクロスチェック結果の確認や排出時の操作確認など、国が責任を持って監視を行うこと。
- (2) 地下水の汲み上げにより、地下水位が低下し、原子炉等建屋内の汚染水が流出しないように水位管理を徹底させること。
- (3) 地下水の分析結果をはじめ、海水や海産物への影響等についても調査、評価を行い、県民はもとより広く国民に対して丁寧にかつ分かりやすく情報の発信や説明を行うこと。

2 廃炉・汚染水対策について

- (1) 国は、廃炉・汚染水問題に対する追加対策が確実に実施されるよう、世界の英知を結集し、国の威信をかけ、総力を挙げて取り組むこと。
- (2) 国が新設する高性能多核種除去設備については、汚染水処理の要であり、これまで多核種除去設備で確認されているトラブルの対応策を確実に反映したうえで、早期に整備すること。
- (3) 作業上のミス等によるトラブルが相次いで発生している。国が前面に立ち、現場での指導体制強化を図り、廃炉に向けた取組を安全かつ着実に実施すること。

東京電力㈱に対する地下水バイパス計画及び
廃炉・汚染水対策に関する申し入れ事項(案)

平成26年4月25日
原子力安全対策課

1 地下水バイパス計画について

- (1) 地下水バイパス計画の実施に当たっては、排水基準に係る運用目標値を確実に遵守すること。
- (2) 地下水を一時貯留するタンクや配管から漏えい等が起きないように、弁の管理を含めた適切な運転管理を行うこと。
- (3) 地下水の汲み上げにより、地下水水位が低下し、原子炉等建屋内の汚染水が流出しないように水位管理を徹底すること。
- (4) 地下水の分析結果をはじめ、海水や海産物への影響等についても調査、評価を行い、県民はもとより広く国民に対して丁寧にかつ分かりやすく公表すること。

2 廃炉・汚染水対策について

- (1) 汚染水対策をはじめ、廃炉を安全かつ着実に推進するため、福島第一廃炉推進カンパニーに対して、東京電力のあらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて取り組むこと。
- (2) 汚染水処理の要である多核種除去設備については、これまで確認されているトラブルの対応を確実にを行い、安定稼働を図るとともに、増設する多核種除去設備についても、これらの対応策を反映したものとし、年度内にタンク内の汚染水処理を確実にを行うこと。
- (3) 作業上のミス等によるトラブルが相次いで発生している。それらが繰り返される原因を徹底的に調査し、また、自らが現場の十分な状況把握とリスク管理を行い、トラブルを未然に防止するとともに、一刻も早い汚染水問題の解決と廃炉に向けた対策を予防的・重層的に実施し、確実に結果を出すこと。
- (4) 廃炉の作業においては、ミスが起きないように、現場で指示・監督ができる人材の計画的な育成・確保、研修の強化、作業員が安心して働けるための作業環境や労働環境の改善等に確実に取り組むこと。